

令和8年熊本地震に係る大阪大学一時奨学金募集要項

(目的)

本奨学金は、学部学生及び大学院学生のうち、令和8年熊本地震により主たる学資負担者が被災し、経済的理由により修学の継続が困難となることのないよう支援を行うことを目的とする。

(申請資格)

次の各号のいずれかに該当し、主たる学資負担者が令和8年熊本地震の災害を受け、その影響で家計が急変し修学の継続が困難となった者とする。

- (1) 熊本地震により主たる学資負担者が死亡又は行方不明となった者
- (2) 熊本地震により主たる学資負担者の勤務先が被災し、学資負担者が失職した者
- (3) 熊本地震により主たる学資負担者が居住する自宅家屋が全壊、大規模半壊、中規模半壊、又は半壊の災害を受けた者

(給付額)

本奨学金の給付額は、一律26万円とし、返還不要の一時金として給付する。

(受付期間及び提出方法)

受付期間：令和8年9月15日（火）から令和8年10月16日（金）まで

提出方法：吹田学生センター 奨学金担当窓口まで持参又は郵送

《郵送の場合の送付先》

〒565-0871

吹田市山田丘1-1 大阪大学吹田学生センター・奨学金担当 宛

※ 窓口まで持参の場合、10月16日（金）17時を期限とする。

※ 郵送の場合、受付最終日の消印有効とする。

- ・特定記録等、必ず記録が残る方法で郵送のこと。
- ・封筒表面に「一時金申請」と朱書きすること。

(申請書類)

- (1) 大阪大学一時奨学金申請書（所定様式）
- (2) 罹災したことを公的に示す証明書（罹災証明書）
- (3) 申請事由に関する証明書（該当するものがある場合）
死亡診断書、解雇に関する通知書、会社の倒産等を証明する書類、破産を証明する書類、雇用保険受給資格者証、退職証明書等
- (4) 振込依頼書及び通帳の見開きページ等の口座情報がわかるものの写し
（銀行名、口座名義（学生本人に限る。）及び口座番号）

※ (2)～(4)の申請書類について、受付期間内に提出できない可能性がある場合は、吹田学生センターに速やかに相談すること。

(選考方法)

申請者のうち「令和8年熊本地震に係る大阪大学一時奨学金実施要項」に基づき、予算の範囲内で給付人数を決定する。

(結果通知)

1 1 月中に本人に選考結果を通知し、同月内に振込予定とする。

(注意事項)

提出された申請書等は、返却しない。

本奨学金に関する問い合わせ先

教育・学生支援部学生・キャリア支援課

令和 8 年熊本地震に係る大阪大学一時奨学金担当

mail : gakusei-sien-en1@office.osaka-u.ac.jp